一般社団法人日本脳神経血管内治療学会代議員選任に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下「この法人」という)の定款第 13 条及び施行細則第 22 条に基づく代議員選任に関し必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 代議員の選出は電子投票で、会員情報システムを利用して行う。

(選挙区)

第3条 この選挙の選挙区は、支部会細則に定める支部管轄地域と同様の7地区(別表)とする。 (定数)

第4条代議員の定数は、選挙区毎の選挙人30人の中から1人の割合をもって選出される数として 定める。ただし、その際生じた小数点以下の端数はくり上げて1名を加えた員数とする。

2. 職責指定理事である代議員の員数は、前項の定数には含まない。

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙が行われる年の1月1日現在に名簿に登録され、かつ、会費を完納している 正会員とする。

(被選挙人)

第6条 被選挙人は、第5条に定める選挙人のうち、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 選挙が行われる年の 12 月 1 日時点で 65 歳未満であること
- (2) 選挙が行われる年の1月1日時点で連続4年以上の会員歴を有すること
- (3) 学会認定専門医であること

(所属選挙区)

第7条 選挙人および被選挙人の所属選挙区は、代議員選挙が行われる年の1月1日現在の名簿 に登録されている勤務地によって定める。勤務地がない場合には連絡先の所在地による。

(選挙管理)

第8条 選挙は、この法人に設置された選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員は3名とし、理事の中から互選によって選出する。

- 2. 選挙管理委員長は選挙が行われる年の学術総会会長とする
- 3. 選挙管理委員会は選挙人名簿に誤りがないことを確認する。
- 4. 選挙管理委員会は資格審査後、被選挙人名簿を作成する。

(選挙の公示および選挙人名簿)

第 9 条 代議員選挙に関する公示は、代議員選挙の行われる年に行うこととし、選挙管理委員会は選挙人(有権者)名簿を、学会ホームページに掲載する。

2. 選挙人は有権者名簿に誤記があると認めたときは、選挙人名簿の公示日から7日以内に限り、選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。選挙管理委員会が異議の申し立てを認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、これを正会員に公示しなければならない。

(選挙の時期)

第10条 選挙は、現任代議員の任期満了日の1ヶ月前までに実施しなければならない。

(投票)

第11条 投票は、単記無記名投票とする。

(棄権)

第 12 条 指定の日時までに投票しなかったものは、投票を棄権したものとする。

(無効投票)

第13条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1. 投票要綱に定められた以外の方法で投票したもの
- 2. その他、開票立会人が無効と認めたもの

(投票記録の管理)

第 14 条 選挙管理委員会は、選挙の投票に関する記録(投票日時、アクセス記録、など) を、選挙結果が確定するまで厳重に保管しなければならない。

2. 記録の開示請求があった場合は、選挙管理委員長は理事長に報告し、選挙管理委員会および倫理委員会の合同審議に基づいて、理事長が適切に対処するものとする。

(開票)

第 15 条 開票は、選挙管理委員長が定めた日に、少なくとも 1 名の監事とともに選挙管理委員会が行い、事務局長が補佐する。

(当選者)

第 16 条 この選挙の代議員当選者は、得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。

- 2. 定数に達する順位の者が複数のときは、会員歴の長い者から当選者とする。会員歴が同じ場合は、年長者から当選者とする。生年月日も同じ場合には選挙管理委員長が抽選により決定する。
- 3. 代議員定数に欠員が生じたときは、当選者を繰り上げる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

ただし、当選者(代議員)が任期中に他選挙区へ異動した場合は、すみやかに学会事務局へ報告をするとともに、転入した選挙区の代議員としてその任期を全うする。この場合、転出した選挙区の代議員は、次期改選まで補充しない。

(当選者の公示)

第 17 条 選挙管理委員長は、この選挙の結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(選任)

第18条 当選者の代議員としての選任は選挙の行われる年の(9)月1日とする。

(委任)

第 19 条 代議員選挙に関しこの細則に定めることのほか必要な事項は、選挙管理委員会が別に定めることができる。

(細則の変更)

第20条 本細則の改正は、理事会の議を経て、代議員会の承認を得なければならない。

別表

北海道地区/北海道

東北地区/青森県 岩手県 秋田県 山形県 宮城県 福島県 新潟県関東地区/群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県中部地区/静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 長野県 富山県 石川県 福井県近畿地区/滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県中国・四国地区/鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 香川県 徳島県 愛媛県 高知県九州地区/福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

(附則) この細則は、2024年 3月 5日より施行する。